

復興公営住宅を追加整備！

仙台市は、復興公営住宅の整備目標を見直し、200戸増やし、計3,200戸としました。増設する200戸のうち180戸は、宮城野区鶴ヶ谷、若林区荒井南、太白区茂庭に集合住宅をつくり、残る20戸は宮城野区小田原にある仙台駅東再開発住宅の空き室を活用することになります。

しかし、整備目標戸数は入居希望世帯数3,884戸を下回っています。このことから優先入居や優選順位の申込区分に該当しない、一般抽選の場合、物件によっては、狭き門になることが考えられます。

入居希望世帯数には、仙台市外で被災した約1,000世帯が含まれており、市外被災世帯の動向次第では、再度の追加整備について検討する必要があるものと思われる。

●見直し後の整備目標戸数

仙台市の直接整備	1,616戸
公募による買い取り	1,349戸
東部防災集団移転	215戸
仙台駅東再開発住宅の活用	20戸
合 計	3,200戸

ご存知ですか！ 【住まいの復興給付金】

～ 平成26年4月からの消費税率引上げに対して被災者の住宅再建を支援する給付措置 ～

適 用 期 間	消費税率が8%または10%の期間
対 象 住 宅	り災証明書で「全壊(流出)」「大規模半壊」「半壊(床上浸水)」「一部損壊(床下浸水)」の認定を受けた住宅
住 宅 の 再 建 方 法	●新築住宅の建築・購入●中古住宅の購入●被災住宅の補修

●新築住宅を【建築・購入】

または中古住宅を【購入】した場合
〔給付金額〕

床面積×給付単価

* 床面積の上限 175㎡

消費税 8%時 最大で約90万円

消費税 10%時 最大で約150万円

〔対象者〕(以下の要件をすべて満たす者)

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者

●被災住宅を【補修】した場合

〔工事費〕実際にかかった補修工事の金額が
100万円以上であること

〔給付金額〕

A－床面積×給付単価

B－補修工事費の消費税増税分

※A・Bどちらか少ない方を給付

〔対象者〕(以下の要件をすべて満たす者)

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者

■お問い合わせ 住まいの復興給付金準備事務局

コールセンター ☎0570-200-246

受付 9:00～17:00(土・日・祝日含む)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

* この制度の対象にならない方は

国土交通省の「すまい給付金」をご利用できる場合があります。

* すまい給付金との併用はできません。

◇斎藤のりお事務所

〒981-3133 仙台市泉区泉中央3-27-10 ホームページ:<http://www.saito-norio.net>

TEL&FAX 022-375-2101

E-Mail : info@saito-norio.net